

高校公民科における難民問題に関する研究 —人権保障の視点から—

岡村 悠佳

1. 論文構成

序章 問題の所在と研究の目的

- 第1節 問題の所在
- 第2節 研究の目的と方法
- 第3節 論文の概要

第1章 人権保障の発展

- 第1節 主権国家での人権侵害の例
 - 第1項 ホロコーストの概略
- 第2節 国境を超越える人権保障
 - 第1項 当時におけるユダヤ人への国際的支援の実態
 - 第2項 国境を越えた人権保障
- 第3節 現行の人権の教育

第2章 難民と人権保障

- 第1節 難民の歴史
 - 第1項 難民の発生の歴史
 - 第2項 UNHCR 以前の難民保護の制度の発展
 - 第3項 UNHCR の職責
 - 第4項 現在の難民の情勢
- 第2節 難民への人権保障の必要性
 - 第1項 難民の定義
 - 第2項 人権の範囲の拡大
 - 第3項 難民への人権の保障
- 第3節 難民への保護活動と課題点
 - 第1項 難民への支援・保護活動の内容
 - 第2項 難民への支援・保護活動の課題点
- 第4節 高校公民科現代社会における難民問題の取り扱い

第3章 人権保障の視点から難民問題に関する授業実践の構想

- 第1節 難民を人権保障の視点から教育で取り扱う意義
- 第2節 構想のねらいと意義
- 第3節 授業実践の構想
 - 第1項 全体の構想
 - 第2項 各時間の授業構想

終章 本研究のまとめと今後の課題

- 第1節 本研究のまとめ
- 第2節 今後の課題

参考文献・論文・URL 一覧

2. 問題の所在と研究の目的と方法

(1) 問題の所在

難民の授業では、難民のことを知り、難民に対してできることは何かを考えるという進め方がなされている。しかしこの方法では「なぜ難民を保護しなければならないか」について学ばれていないという問題があると筆者は考える。

日本における難民に関する世論調査の結果を見ると、難民の受け入れに対して否定的な意見の方が多くなっている。2015年12月に行われた『朝日新聞』の世論調査では、「日本が積極的に難民を受け入れたほうが良いと思うか」という問いに対して、肯定的な回答をした人は24%、否定的な回答をした人が58%となった¹。2016年2月に行われた産経 FNN 世論調査では「日本が移民や難民を大規模に受け入れること」について賛成が20.2%、反対が68.9%になっている²。これら2つの世論調査の結果から難民の受け入れに関して慎重な世論が見られる。一方で2015年9月に『日本経済新聞』が電子版読者を対象に行った調査では、「難民申請の中身を精査して一部を受け入れるべきだ」が52.4%、「全面的に受け入れるべきだ」が11.7%、「資金支援にとどめるべきだ」が22.8%、「一切受け入れるべきではない」が10.5%という結果³であり、受け入れるべきという意見が多数派となっている。しかし『日本経済新聞』の調査の回答者の回答の理由を述べたコメントを見ると、あくまで労働力として選抜した難民の受け入れを求める意見が見られ、難民の救済より日本側のメリットを求めるものとなっているものがある。上記の世論調査から難民について問われるときの論点が、「難民を受け入れるかどうか」という点になっていることが見られると筆者は考える。

難民を保護・支援することへの必然性や正当性を理解しないまま受け入れの問題について学んでも、異文化が流入することの不安や資金の負担などから受け入れに対して否定的になることは当然であると考える。

(2) 研究の目的と方法

ここでは、はじめに本研究の目的について記述し、

次に研究方法について述べる。

本研究の目的は、高校公民科における難民問題の取り扱いについて、人権保障の視点から取り扱う方法について研究し、提案を行うことである。難民問題の取り扱いについて現在の高校公民科では、難民をなぜ支援しなければいけないかという理由付けを行わないまま、保護するものという前提として難民の支援のためにどんなことができるかという点を考えさせている。本研究ではこのなぜ難民を支援するのかという必然性を人権保障の視点から明らかにし、切実性を持たせた上で、生徒が難民問題の解決に向けて考えることができるようになることを目的とする。

研究の方法は、第1章では人権の保障の範囲が拡大していったことについて明らかにしていく。難民の人権が保障されなかった事例として、ナチスドイツによるホロコーストの事例を取り扱い、その反省から人権の保障が国境を越えて広がっていく様子を明らかにしていく。また日本における人権の保障についての教育についても確認する。第2章では難民問題と人権保障の問題がいかに関係しているのかについて明らかにしていく。難民の発生やその定義を UNHCR の資料や研究者の論説からまとめる。そして難民と人権保障がいかに重なっていくかを明らかにしていくことで人権保障の視点で難民を見ることが、難民を支援する理由になることを明らかにする。また現在の高校公民科において難民問題に人権保障の視点がもたれているか確認する。第3章ではこれまでの研究をもとにして、高校公民科における人権保障の視点からの難民問題に関する授業実践の構想について提示する。その授業計画と使用する資料を提示する。

3. 論文の概要

(1) 第1章

第1章は、3節に分けて以下のように論述した。

第1節では、人権の保障の発展について考えるために人権の保障がなされなかった例として、ナチスドイツによるホロコーストの被害の様子に過去の研究からまとめ、人権侵害を国際社会で止めることができなかったことを把握した。

第2節では、ホロコーストのような人権侵害の例を受けて人権保障が発展した様子について記述した。この発展において国境を越えて人権を保障するための理論として「人道的介入」と「保護する責任」について述べられてきたことが明らかになった。

第3節では、法務省・文部科学省編集の『平成29

年版人権教育・啓発白書』から日本において人権に対する教育はどのように取り扱われているのか記述した。『平成29年版人権教育・啓発白書』において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であるとされる。人権課題に対する取組として、①女性、②子ども、③高齢者、④障害のある人、⑤同和問題（部落差別）、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧HIV感染者・ハンセン病患者等、⑨刑を終えて出所した人、⑩犯罪被害者等、⑪インターネットによる人権侵害、⑫北朝鮮当局によって拉致された被害者等、⑬その他の人権課題の13点を挙げている。「⑬その他の人権課題」について具体的中身としては（1）ホームレス、（2）性的指向、（3）性同一性障害、（4）人身取引事犯、（5）東日本大震災に伴うもの、となっている。また「⑦外国人」は日本国内に住んでいる外国人を対象とした内容となっている。この取り扱われている人権課題の取組は、いずれにおいても日本国内における人権の課題であり、国際的な人権保障については述べられていないことが分かる。人権の保障のためには主権国家の中だけではなく、国際的な枠組みで考える必要がある。だが現在の人権教育では国際的な人権課題よりも日本国内の人権課題について考える方向性になっている。これでは難民をはじめとする日本国外にいる人間の権利に対するイメージがつかみづらいため、日本国内にいない人間に対しての権利を尊重するといった精神が育まれず、外国での人権侵害の問題は日本にいる限り自身には関係ないと捉えてしまう危険がある。人権教育の目的にある人権尊重の精神において、日本だけでない、国際的なスケールでのイメージを持たせる取り組みが必要であると筆者は考える。

(2) 第2章

第2章は、4節に分けて以下のように論述した。

第1節では、難民の発生や難民の保護のための制度の発展といった難民の歴史について記述した。また現在の難民保護において中核的な役割を果たす難民高等弁務官事務所（以下 UNHCR）の職責や UNHCR の作成した Global Trends 2016（年間統計報告書）にみられる難民の現状についてもまとめた。

第2節では、まず難民の定義について述べた後、「保護する責任」と照らし合わせて関係性について考察した。難民の定義は「難民の地位に関する条約」による定義を用いている。難民はその定義上、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」とあり、これは人権侵害の状況にあると

もいえる。また「国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」とあり、これは「保護する責任」の原則である「国家がそれを止めたり、回避したりする意思あるいは能力を持っていない」場合であるもの合致する。このため、難民に対して主権国家の枠を越え、人権の保障を行うために他の国が介入・保護することが可能であるといえる。人権の保障のために介入しなければならないことの理由としては、人権行使に伴う責任という点で述べるができる。人権は普遍的なものであり、生まれついて備わっているものである。もし他者に対して自身の人権を尊重してもらう権利を主張するのであれば、同時に他者の人権を尊重する義務を同時に負うということである。

第3節では、難民の保護活動の内容と課題点について記述した。保護活動の内容については、UNHCRが行っている活動についてUNHCR日本のHPをもとに記述した。課題点については日本の難民の受け入れにおける課題点について以下のように考察した。日本は2016年度において難民認定申請者数10,901人に対して、難民として認められた者は28人など難民の受け入れ数が他国に比べ少なく、他国からの批判の対象となっている。ここから2つの課題点が見られると筆者は考える。1点目は、他国と比べた際の難民認定申請のそもそもの少なさである。これには難民の発生数が集中している中東地域、及びアフリカ地域からの地理的な遠さに理由があると思われる。また難民同士のコミュニティなどの社会資本の乏しさも理由にある。2点目は、偽装申請による、本当に支援を必要とする難民への対応が阻害されているという問題である。

第4節では、高校公民科現代社会において難民問題がどのように扱われているかを記述した。まずは学習指導要領における取り扱いについて記述する。難民問題は『高等学校学習指導要領解説公民編』の現代社会の内容「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」で取り扱われる内容であり、現行の現代社会の教科書においてもこの分野で取り扱われている。しかしながら、学習指導要領上の内容の取扱いの記述の中で難民という語は明記されていない。次に現行の公民科現代社会の教科書での取り扱いについて記述する。現行の高校公民科現代社会では8社11種の教科書が出版されている。以下の表はそれぞれの教科書の難民問題について取り扱っている小単元の表題をまとめたものである。

出版社	表題
教育出版	国際社会と人権
実教出版 (大判)	人種・民族問題と地域紛争
実教出版 (小判)	異なる人種・民族との共生
清水書院 (大判)	冷戦後の世界一紛争の解決に向けて
清水書院 (小判)	国際社会における人権保障
数研出版 (大判)	地域紛争と人種・民族問題
数研出版 (小判)	地域紛争と人種・民族問題
第一学習社 (大判)	地域紛争と人種・民族問題
第一学習社 (小判)	地域紛争と人種・民族問題
帝国書院	世界的な人権保障の動き
東京書籍	地域紛争と難民問題
山川出版	人種・民族問題と地域紛争

11種の教科書のうち8種が学習指導要領での内容の取扱いの分類における「人種・民族問題」の内容として取り扱っている。「人権, 国家主権, 領土に関する国際法の意義」の内容として取り扱っているものは3種であった。ここから現在の現代社会の教科書において難民問題は人権保障と関わって述べられているものは、少なくなっていることが分かる。「人種・民族問題」では地域紛争についての記述があり、シリア難民をはじめ、難民の発生要因に紛争からの避難がある以上、この内容で難民問題を扱うことには意味がある。しかしながら難民を助ける意義についてや、受け入れ国のメリット・デメリット以外の視点で難民問題について考えるには、人権保障の視点を難民問題で取り入れる必要がある。また難民の発生する要因は紛争以外にも要因が存在する。このため現行の難民問題に取り扱いでは不足があると筆者は考える。

(3) 第3章

第3章は、3節に分けて以下のように論述した。

第1節では、難民問題を人権保障の視点から教育で取り扱う意義について記述した。難民を保護する意義として人権保障の視点を取り入れることで、難民問題に対して自分自身及び自国の経済的、文化的な影響のメリット・デメリットだけではない国際的な視点から考えることができると筆者は考える。

第2節では、授業実践の構想にあたり留意したい観点を2点記述した。1点目は、人権が保障されない立場についてから考えさせるという点である。人権が保障されている生徒の立場からのみの視点だと、人権が守られないことによる苦しみを理解できず、自身の損得のみで判断してしまう可能性がある。そ

のため人権が保障されない視点に立たせて考えさせることで、人権が保障されないことへの危険性について理解を促すことに注意する。

2 点目は、人権の保障のためにかかる費用負担や文化的摩擦をデメリットとして捉え、人権の保障の必要性和対になすものとして捉えないよう注意する点である。人権の保障にかかる労力、難民問題に関していえば、支援にかかる資金の負担や受け入れによる治安の悪化の懸念などの現実的な問題はあるが、問題があるから人権の保障をしなくてもいいのではなく、人権の保障を目指す上で現実的にどう対処していくかを考える必要があるということを理解させるようにしたい。

第3節では、実際の授業実践の構想について記述した。総時間4時間での授業実践を構想している。

1 時間目は、授業構想全体の中で導入に当たる部分である。まず難民問題を考えるにあたって、難民とはそもそもどんな存在であるのか、その現状について学習していく。難民キャンプの生活についての映像資料を用いて難民に対しての具体的なイメージをもたせる。また UNHCR が示す難民問題の恒久的解決や日本の難民の受け入れの現状について述べることで難民が無関係な存在でないことを理解させたい。

2 時間目は、構想全体の展開部として難民と人権保障の関わりについて学習していく。人権が保障されない状況について想像することで人権の保障の必要性を考えさせる。人権が保障されない状況について想像させるための方法として映像資料を活用する。難民の保護のための理由に人権保障が関わることをこの授業で理解させたい。また自身の人権が保障されない状況を想定させることで自身の人権を保障するために他者の人権を保障する必要があることを理解させる。

3 時間目は、前時で行った難民の人権は保障されなければならないということを前提に、難民問題の解決にはどんな保護・支援活動が必要かを考えていく。難民の受け入れについて日本側の損得だけでなく、複数の視点から考えさせる。シリア難民について日本の有識者会議の場において日本の難民受け入れの規模をどうしていくかについて議論が行われているという想定の話し合い活動を行う。班に分かれ、5つの立場に立って話し合わせる役割体験学習を行う。この5つの立場は、①日本の大学教授、②日本の地方自治体職員、③日本の難民支援団体職員、④日本の企業経営者、⑤ドイツの難民支援団体職員である。

4 時間目は、構想全体でのまとめの時間として、前時で行った特定の立場からの視点で難民問題につ

いて考えさせるのではなく、生徒自身の考えをもとにして難民問題に対して議論を行わせたい。話し合いの内容について、前時で行った日本での有識者会議を受けて日本政府として、これから日本の難民受け入れについてどうしていくか議論するという想定で班で話し合う。

4. 今後の課題

本研究を終えて見出した今後の課題について述べていく。今後の課題として以下の3つのことが挙げられる。

1 点目は、人権の保障の意義について理解させるための実践構想において、効果的な方法論の工夫にまで至れなかったことである。人権保障についての理解が必要であるという意義については述べたが、理解を促していく方法についての研究まで至れず、提案した授業案において、理解を促す方法の考察が不足した。

2 点目は、難民問題に関して、高校生がどのような認識でいるのかが調べられていない点である。問題の所在において、朝日新聞と産経新聞、日本経済新聞が行った世論調査の結果を述べたが、これら調査は購読者に向けて行われたものであり、高校生が難民問題にどんな意識をもっているか調査したデータは見られない。授業を行う際に、生徒の実態把握は不可欠であり、より難民問題について生徒たちに理解を促すには、高校生の難民問題に対する認識を把握する必要がある。

3 点目は、本研究で提案した授業構想を実際の現場で活用していないということである。実際の高校生に向けた授業を行わなければ本研究が本当の意味で遂行されたということではできない。実践を行うことで気づく課題もあるはずである。課題の発見、改善、再び実践することを繰り返すことでよりよい実践になっていくものである。

¹ 聞蔵Ⅱビジュアル 「朝日新聞世論調査 質問と回答」

(<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>) 2018年1月22日閲覧

² FNN 世論調査一覧 「政治に関する FNN 世論調査 2016/2/20～1/21」

(<https://www.fnn-news.com/yoron/inquiry160222.html>) 2018年1月22日閲覧

³ 日本経済新聞 「「日本も難民を受け入れるべきだ」64%」

(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO91788820W5A910C1I10000/>) 2018年1月22日閲覧